

# 建築物省エネ法第 30 条・第 36 条に基づく認定に係る技術的審査マニュアル（2016 住宅編）

## 正誤表

最新の正誤表は [www2.hyoukakyoukai.or.jp/seminar/seigohyou\\_teitanso/](http://www2.hyoukakyoukai.or.jp/seminar/seigohyou_teitanso/)にて公開します。

No	ページ箇所	正	誤	更新日																																												
1	P53 表3-3-1	住戸G Ψ9 <u>1/2</u> を外壁に加算 住戸J Ψ14 <u>1/2</u> を外壁に加算	住戸G Ψ9 外壁に加算 住戸J Ψ14 外壁に加算	2016/6/22																																												
2	P327	(1) 省エネルギー基準地域区分	(1) 省エネルギー基準地域分	2016/6/22																																												
3	P85 表3-3-15	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建具の仕様</th> <th rowspan="2">ガラスの仕様</th> <th colspan="2">中空層の仕様</th> </tr> <tr> <th>ガスの封入</th> <th>中空層の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木製建具又は樹脂製建具</td> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>有</td> <td>4mm 以上 <u>8mm</u> 未満</td> </tr> <tr> <td>木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具</td> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>有</td> <td>4mm 以上 <u>8mm</u> 未満</td> </tr> <tr> <td>金属製熱遮断構造建具</td> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>有</td> <td>4mm 以上 <u>8mm</u> 未満</td> </tr> <tr> <td>金属製建具</td> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>有</td> <td>4mm 以上 <u>8mm</u> 未満</td> </tr> </tbody> </table>	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		ガスの封入	中空層の厚さ	木製建具又は樹脂製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 <u>8mm</u> 未満	木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 <u>8mm</u> 未満	金属製熱遮断構造建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 <u>8mm</u> 未満	金属製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 <u>8mm</u> 未満	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建具の仕様</th> <th rowspan="2">ガラスの仕様</th> <th colspan="2">中空層の仕様</th> </tr> <tr> <th>ガスの封入</th> <th>中空層の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木製建具又は樹脂製建具</td> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>有</td> <td>4mm 以上 7mm 未満</td> </tr> <tr> <td>木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具</td> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>有</td> <td>4mm 以上 7mm 未満</td> </tr> <tr> <td>金属製熱遮断構造建具</td> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>有</td> <td>4mm 以上 7mm 未満</td> </tr> <tr> <td>金属製建具</td> <td>Low-E 複層ガラス</td> <td>有</td> <td>4mm 以上 7mm 未満</td> </tr> </tbody> </table>	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		ガスの封入	中空層の厚さ	木製建具又は樹脂製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 7mm 未満	木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 7mm 未満	金属製熱遮断構造建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 7mm 未満	金属製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 7mm 未満	2016/7/19
建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様																																														
		ガスの封入	中空層の厚さ																																													
木製建具又は樹脂製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 <u>8mm</u> 未満																																													
木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 <u>8mm</u> 未満																																													
金属製熱遮断構造建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 <u>8mm</u> 未満																																													
金属製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 <u>8mm</u> 未満																																													
建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様																																														
		ガスの封入	中空層の厚さ																																													
木製建具又は樹脂製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 7mm 未満																																													
木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 7mm 未満																																													
金属製熱遮断構造建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 7mm 未満																																													
金属製建具	Low-E 複層ガラス	有	4mm 以上 7mm 未満																																													

4	P99 式 (1b)	$\eta_{AC} = \sum_i (A_i \eta_{c,i} v_{c,i}) / A_{env} \times 100$	$\eta_{AC} = \sum_i (A_i \eta_{c,i} v_{ic,i}) / A_{env} \times 100$	2016/7/19
5	P120	平成 28 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号 建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令 (住宅部分の <u>設計</u> 一次エネルギー消費量)	平成 28 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号 建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令 (住宅部分の <u>基準</u> 一次エネルギー消費量)	2016/7/19
6	P157	5 簡易判断表による判断 戸建住宅および 2 階建以下の～、～との組み合わせにより 3 通り(a～c,d～f)に分けて判断するものとする。	5 簡易判断表による判断 戸建住宅および 2 階建以下の～、～との組み合わせにより 3 通りに分けて判断するものとする。	2016/10/7
7	P161	(4)【通風経路上の各開口部の開放可能部の面積比の確認】 東側： <u>2.82</u> m <sup>2</sup> /41.39 m <sup>2</sup> =0.0681	(4)【通風経路上の各開口部の開放可能部の面積比の確認】 東側： <u>3.50</u> m <sup>2</sup> /41.39 m <sup>2</sup> =0.0681	2016/10/7
8	P173 表4-3-21	区分 (い) 当該住戸に～冷房定格エネルギー消費 <u>効率</u> が、～	区分 (い) 当該住戸に～冷房定格エネルギー消費量が、～	2016/10/7
9	P195	(5)-5 有効換気量率 <u>e</u> ：有効換気量率	追記	2016/10/7
10	P224	・拡散配光器具の場合の室内光束 F <sub>MR</sub> (単位 lm) の求め方 F <sub>MR</sub> =(232×(A <sub>MR</sub> ÷1.65)+817)×(E <sub>MR</sub> ÷50)	・拡散配光器具の場合の室内光束 F <sub>MR</sub> (単位 lm) の求め方 F <sub>MR</sub> =232×(A <sub>MR</sub> ÷1.65)+817)×(E <sub>MR</sub> ÷50)	2016/10/7
11	P106 表3-3-20	『ガラスの仕様』 三層複層 — 2 枚以上のガラス表面に Low-E 膜を使用した Low-E 三層複層ガラス — 日射取得型 — 付属部材 なし 日射熱取得率 $\eta = \underline{0.54}$	『ガラスの仕様』 三層複層 — 2 枚以上のガラス表面に Low-E 膜を使用した Low-E 三層複層ガラス — 日射取得型 — 付属部材 なし 日射熱取得率 $\eta = 0.53$	2016/11/11

12	P103 表5	(単層) 単板ガラス 熱線反射ガラス又は熱線吸収ガラス以外 ガラス仕様の区分 <u>1</u>	(単層) 単板ガラス 熱線反射ガラス又は熱線吸収ガラス以外 ガラス仕様の区分 <u>2</u>	2016/12/22
13	P103 表5	(二重窓) 単板ガラス2枚を組み合わせたもの ガラス仕様の区分 <u>2</u>	(二重窓) 単板ガラス2枚を組み合わせたもの ガラス仕様の区分 <u>3</u>	2016/12/22
14	P229 用語の解説 ①PEFC及び SOFC	なお発電電力のうち、電力系統への逆潮流(売電)が可能なものもある。	追記	2017/4/14
15	P230 ii) SOFC (固体酸化 物形燃料電 池)	コージェネレーションについて、逆潮(売電)機能を用いた機器が計算支援プログラムにおいて選択を行えるようになる(ただし、当該機器は太陽光発電と同時に用いることは出来ない)。当該機器を用いる場合、計算支援プログラムで[baiden]など逆潮流(売電)ありということを示す表示が記載された機器を選択するとともに、申請図面上でも同様の記載が行われていることが必要となる。	追記	2017/4/14